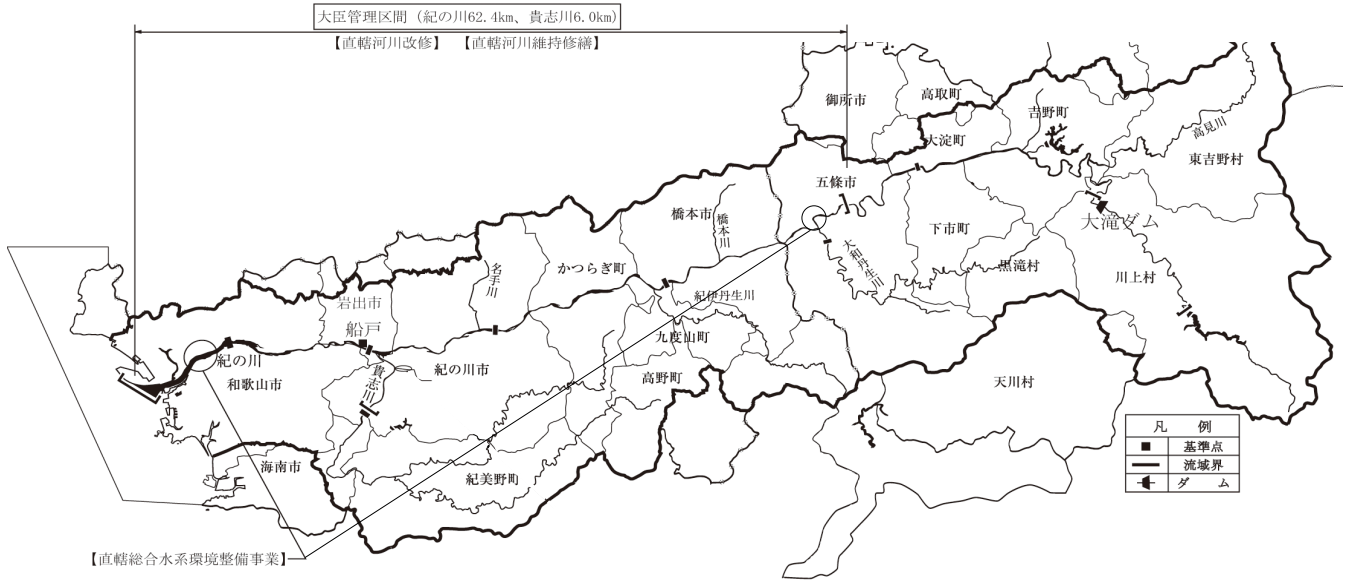


II 治水事業

紀の川流域図



紀の川の概要

区 分	記 事
流 域 面 積	1,750km ² (山地 1,427km ² 平地 323km ²)
流 路 延 長	幹川 136km 貴志川 59km
計 画 高 水 流 量	基準地点 (船戸) 基本高水流量 16,000m ³ /S 計画高水流量 12,000m ³ /S
大 臣 管 理 区 間 (和歌山河川国道事務所管内)	紀の川 62.4km 貴志川 6.0km 計 68.4km

1. 直轄河川改修

紀の川流域は台風の影響を受けやすく、特に源流の大台ヶ原一帯では南の湿った風の影響を受けるため、雨が多く洪水が発生しやすい。また、紀の川中上流部では、無堤部や狭窄部が点在しており、流下能力が不足しています。

無堤部解消や狭窄部対策を行うことにより流域の洪水に対する安全度を高め、安全で安心して暮らせる社会の形成を図ります。

また、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫しているため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、令和8年度は、掘削、築堤等の対策を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

○藤崎狭窄部対策（紀の川市）の河道掘削を推進します。

○九度山地区（九度山町～橋本市）の河道掘削を推進します。

○二見地区（五條市）の無堤部解消（築堤護岸等）を推進します。



河道掘削（藤崎地区）



河道掘削（九度山地区）



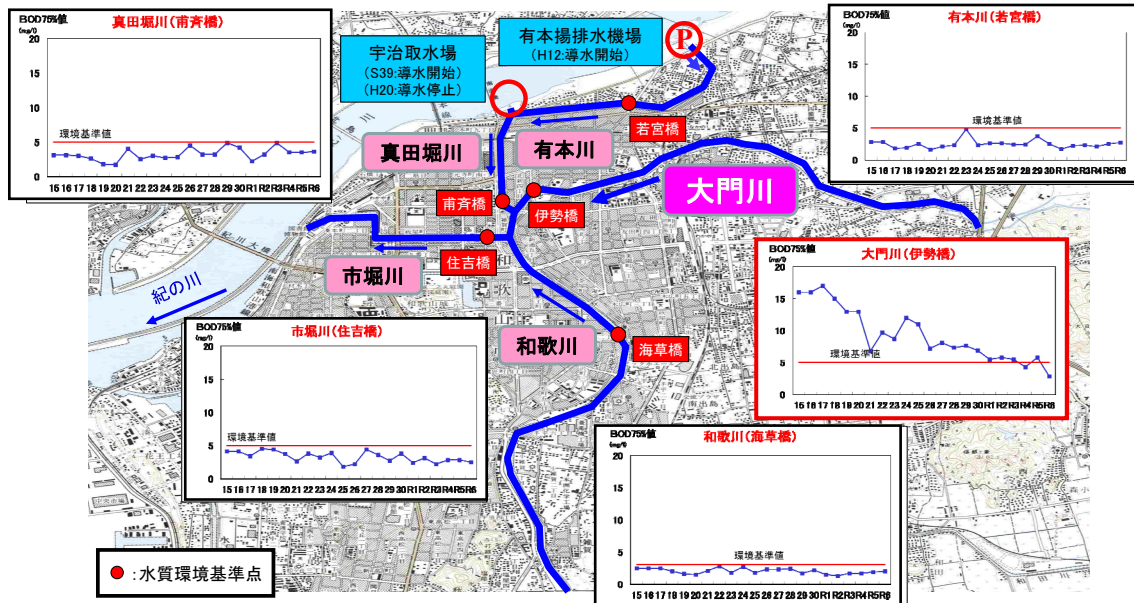
築堤（二見地区）

2. 直轄総合水系環境整備

◆ 水環境整備（内川浄化）

和歌山市内を流れる内川（和歌川・市堀川・真田堀川・有本川・大門川）は、工場や家庭からの排水により水質が著しく悪化しており、水質環境基準を満足するため、清流ルネッサンス21計画に基づき浄化事業を行っています。

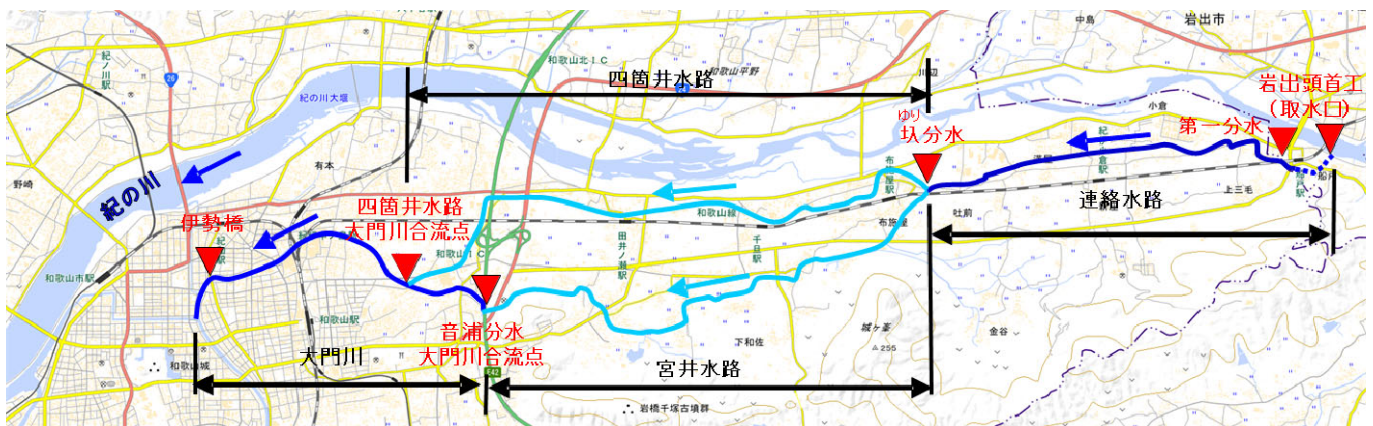
和歌山県による浚渫事業、和歌山市による下水道整備事業、国による有本川への導水事業（平成12年から導水開始）を実施した結果、大門川を除き環境基準を満足するようになりました。



内川（和歌川・市堀川・真田堀川・有本川・大門川）の水質の変遷

大門川においては、河川管理者である和歌山県及び生活排水対策を実施している和歌山市と連携し、平成24年度より紀の川から浄化用水を取水して水質改善をはかる試験導水を実施したところ、一定の改善効果が確認できました。

令和2年度に導水の役割分担を取り決めた基本協定（国・県・市）を締結し、導水を開始しました。本導水は協定に基づき、令和8年度まで実施します。



大門川導水の経路図

3. 直轄河川維持修繕

①事業の概要

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を安全・確実に発揮させるために、日常的に河川や施設の巡視、点検整備、維持修繕を行います。また、河川に堆積した土砂の除去、繁茂している樹木の伐採を順次実施していきます。

洪水等による災害や水質事故など、緊急時の対応等を行います。

②令和8年度の実施概要

○紀の川・貴志川（大臣管理区間）の堤防点検（除草）と河川内に堆積・投棄されたゴミの除去を実施します。

○樋門・樋管等の操作・点検整備を実施します（115樋門・樋管、3陸閘）。

○樋門の操作に支障をきたさないように、また、水がスムーズに流れるように樋門の水路にたまった土砂を取り除きます。

○水質の自動監視を、船戸及び五條の2地点で実施します。

○水質の定期調査を10地点（環境基準地点4カ所、一般地点6カ所）で実施します。

○堤防点検（除草）により発生した刈草を、堆肥や刈草ロールにして有効利用します。

これまで、刈草は焼却処分や有料処分を行ってきましたが、コスト縮減、煙害・CO₂抑制など、地球環境保全や資源の有効利用を目的に、堆肥や敷草として需要がある畑地や果樹園などで利用して頂けるよう堆肥化や刈草ロール化を実施しています。

<堆肥化・刈草ロール化の工程>



4. 直轄堰堤維持

①事業の概要

紀の川大堰は紀の川河口から約 6.2km の地点に設置した可動堰であり、紀の川下流域の洪水被害の解消を図り、上・工水や農業用水の安定取水を確保すると共に、河川環境保全を図る目的で建設されたものです。

昭和 62 年度に建設工事に着手し、平成 14 年度に本体工事が完了。平成 15 年度から暫定運用。平成 23 年度から建設事業完了に伴い維持管理に移行しています。また、令和 4 年度より紀の川大堰の耐震対策（堰堤改良事業）に着手しています。

紀の川大堰の目的、緒元等はおりのとおりです。

- 【治水】 新六ヶ井堰を撤去し、紀の川大堰を設置することによって固定堰における堰上げの発生を無くし、洪水を安全に流下させる河道を確保し、疎通能力を増加させています。
- 【利水】 既得用水（上・工水、農業用水）が安定して取水できるよう、水位の維持を図っています。
- 【環境】 魚類の移動経路を遮断してしまわないよう、さまざまな魚種に対応した魚道を用意し、アユをはじめとした魚類が遡上しやすい環境を整えています。

○【諸元】	位置	（左岸）和歌山市有本 （距離標 6.2k+70m）	（右岸）和歌山市園部
	型式	可動堰	
	堰長	542m（うち稼働部 369m）	
	放流設備	主ゲート×5 門、流量調節ゲート×2 門、呼び水水路調整ゲート×2 門 左右岸に階段式魚道、人工河川式魚道、デニールボックス付バーチカルスロット式魚道を設置	
	計画高水流量	12,000m ³ /s	
	総貯水容量	290 万 m ³ （うち有効 170 万 m ³ ）	



②令和 8 年度の実施概要

- 紀の川大堰の門柱・管理橋の耐震対策及び共同溝の液状化対策を行います。
- 紀の川大堰の健全性を保ち、洪水時の確実な操作を行うため、ゲート設備及び電気通信設備等の保守点検及び修繕を行います。
- 紀の川大堰の運用における環境への影響を調査するため、各種生物生態調査や地下水の調査を行います。

5. 紀の川における不法占用対策

(1) 不法占用等に対する取り組み

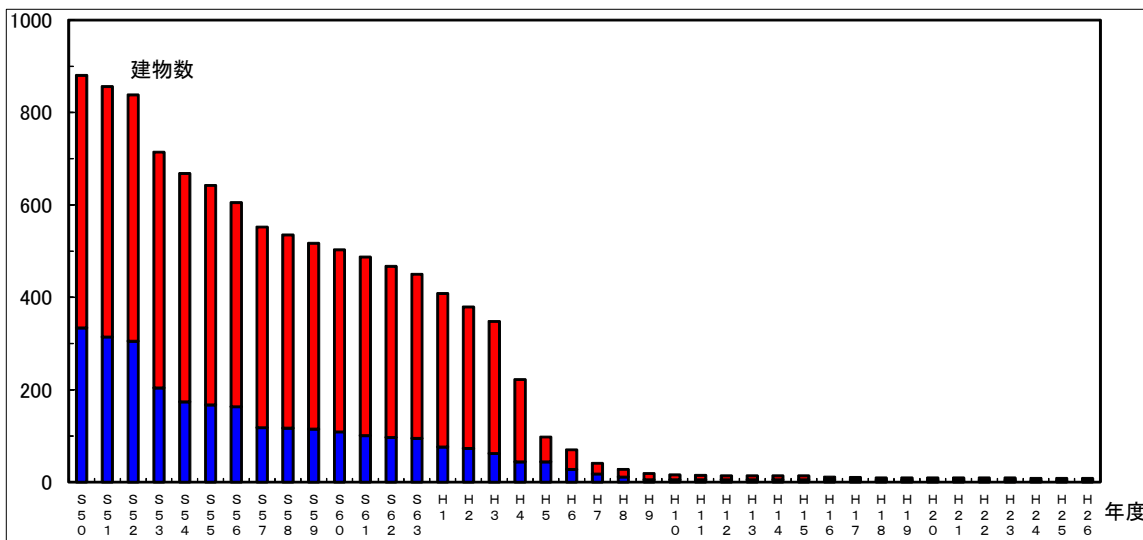
○実施概要

紀の川下流部の環境整備を図るため、下流部不法占拠については、昭和46年に建設省（現国土交通省）・和歌山県・和歌山市の3機関によって「紀の川環境整備対策協議会」を設立、昭和51年には同機関によって「紀の川環境整備推進本部」を発足させ、不法投棄・不法耕作については是正しています。

○令和8年度の実施概要

令和3年度は住居2件、ホームレス問題等が解消されました。引き続き、令和8年度も残された住居等の完全是正に向けて努力すると共に、他の不法占用等については是正に努めます。

紀の川下流部不法占拠建物数推移



紀の川下流部不法占用等撤去実績

(令和8年3月末現在)

棟別	現在までの撤去数	現在残存数	撤去率
住居 構造物	552棟	2棟	99%
住居以外 構造物	369棟	3棟	99%
合計	919棟	5棟	99%
不法耕作等	304,115㎡	5,165㎡	98%

注) 表の数値は昭和46年「紀の川環境整備対策協議会」設立時に確認された案件のみの推移。

6. 紀の川の水質

環境基準

水域の範囲	類型	達成期間	暫定目標	施策	備考
紀の川上流(1) (津風呂川合流点より上流)	AA	イ	—	1.排水規制の強化 2.下水道整備の促進	
紀の川上流(2) (津風呂川合流点から河口まで)	A	イ	—		

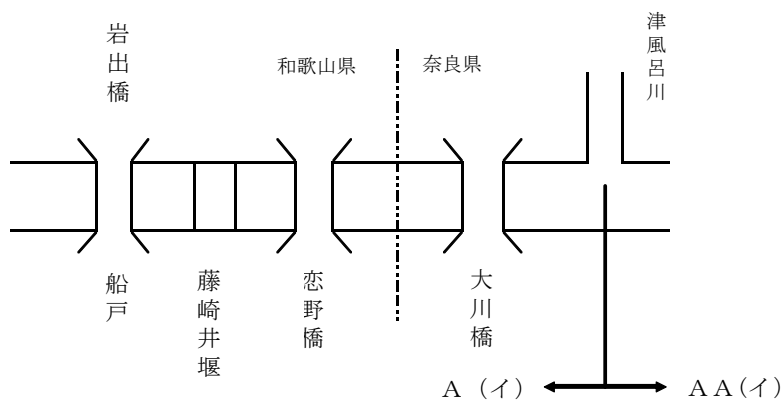
(注) AA：生物化学的酸素要求量（BOD）1mg/l 以下

A： //

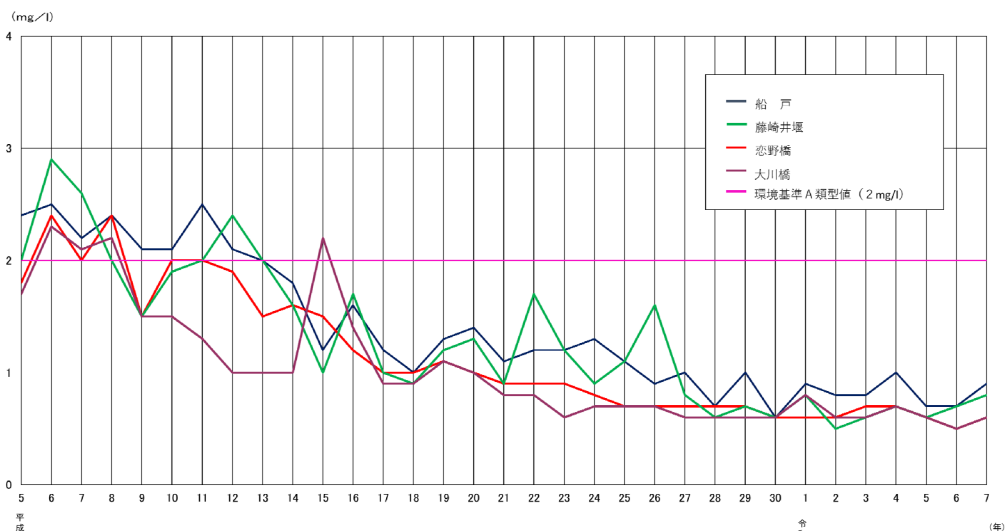
2mg/l 以下

達成期間イ：直ちに達成

紀の川水系水質環境基準の類型指定図



紀の川環境基準点の水質（BOD）経年変化（75%値）



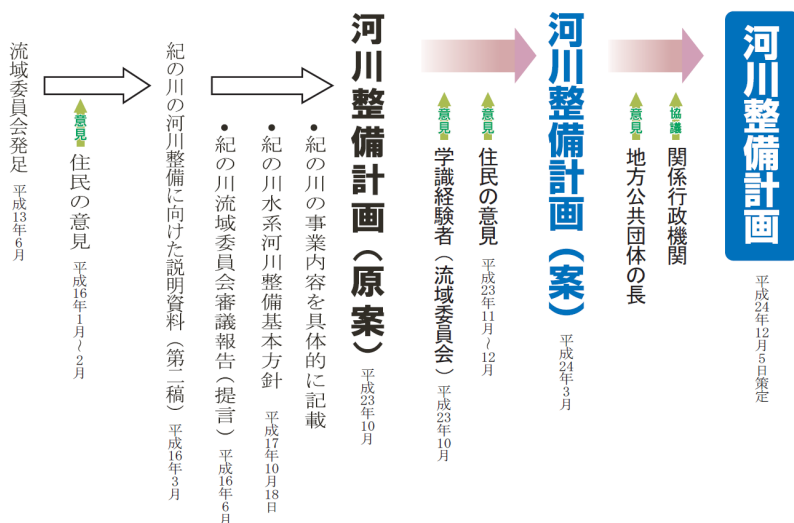
7. 紀の川の川づくりの進め方

◆ 河川整備計画の策定

近畿地方整備局では、今後、概ね30年間における紀の川水系の河川整備内容を取りまとめた「紀の川水系河川整備計画」を平成24年12月5日に策定しました。

計画の策定にあたっては、学識経験者で構成される「紀の川流域委員会」（委員長・中川博次京都大学名誉教授）を平成13年に設置し、22回にわたり紀の川水系の現状と課題、目標、整備内容等について、意見聴取を行いました。

また、住民説明会やアンケート等による関係住民からの意見聴取、和歌山県知事、奈良県知事への意見聴取、関係行政機関の協議を行い、計画を策定しました。



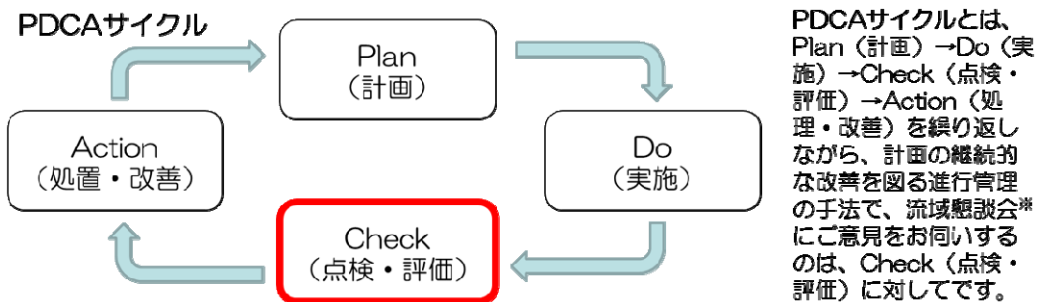
◆ 進捗点検

河川整備計画は、概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行います。

＜紀の川水系河川整備計画 P40より抜粋＞

進捗点検

本計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行う。



※流域懇談会：河川管理者が実施する紀の川水系河川整備計画（国管理区間）に基づく事業の進捗状況や点検結果についてご意見を伺うことを目的に平成25年12月5日に有識者からなる「紀の川流域懇談会」を設置しました。

◆ 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、減災に向けた取組方針を策定し、国、県及び管内市町、気象台等が連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進していくことを目的に設立しました。

紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員	日 時	概 要
和歌山地方気象台長 奈良地方気象台長 和歌山県 県土整備部長 奈良県 県土マネジメント部長 かつらぎ町長 九度山町長 橋本市長 五條市長 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長 南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部工務部長 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長	平成28年6月30日	第1回 紀の川上流部減災対策協議会 (協議会設立、水害リスクの共有)
	平成28年9月26日	第2回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組方針の策定)
	平成29年6月28日	第3回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組状況)
	令和1年6月5日	第4回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組方針の見直し及び取組状況)
	令和2年5月29日	第5回 紀の川大規模氾濫に関する減災対策協議会 (上下流合同書面開催) (紀の川上下流部の減災に係る取組方針の取組状況)
	令和3年6月7日	第6回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況について、次期5箇年の紀の川上下流部の取組方針について)
	令和4年6月9日	第7回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況、減災対策に関する取り組み事例について)
	令和5年6月12日	第8回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川下流部協議会規約の改正について、紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
	令和6年6月12日	第9回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
	令和7年6月12日	第10回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)

紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員	日 時	概 要
和歌山地方気象台長 和歌山県 県土整備部長 和歌山市長 海南市長 紀の川市長 岩出市長 紀美野町長 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長 南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部工務部長 和歌山電鐵株式会社 鉄道部長 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長	平成28年6月23日	第1回 紀の川下流部減災対策協議会 (協議会設立、水害リスクの共有)
	平成28年9月12日	第2回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組方針の策定)
	平成29年6月21日	第3回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組状況)
	令和1年6月6日	第4回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組方針の見直し及び取組状況)
	令和2年5月29日	第5回 紀の川大規模氾濫に関する減災対策協議会 (上下流合同書面開催) (紀の川上下流部の減災に係る取組方針の取組状況)
	令和3年6月7日	第6回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況について、次期5箇年の紀の川上下流部の取組方針について)
	令和4年6月9日	第7回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況、減災対策に関する取り組み事例について)
	令和5年6月12日	第8回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川下流部協議会規約の改正について、紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
	令和6年6月12日	第9回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
	令和7年6月12日	第10回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)

◆ 紀の川流域における浸水対策検討会

平成 29 年 10 月の前線や台風 21 号による降雨により、紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげていくことを目的に設立しました。

浸水対策のとりまとめ（第 5 回）を以て、検討会としての区切りを付けました。今後は、各機関において、対策メニューを事業計画等に反映し、流域治水協議会や減災対策協議会の場において相互に連携し、ハード・ソフト一体的な対策の推進、フォローアップ、自治体支援等を実施していきます。

紀の川流域における浸水対策検討会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員
和歌山市長
岩出市長
紀の川市長
かつらぎ町長
九度山町長
橋本市長
五條市長
和歌山県 県土整備部長
奈良県 県土マネジメント部長
近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長

日 時	概 要
平成30年1月26日	第1回 浸水対策検討会 (検討会設立、台風21号の被害状況の共有)
平成30年11月27日	第2回 浸水対策検討会 (各機関の取組内容、浸水対策検討方針の確認)
令和1年10月4日	第3回 浸水対策検討会 (各機関の取組内容、新六箇井堰に関する調査状況)
令和2年5月29日	第4回 浸水対策検討会 (平成29年台風21号を踏まえた浸水対策の検討状況、新六箇井堰に関する調査状況、令和2年度の各機関の主な取組)
令和3年3月22日	第5回 浸水対策検討会 (平成29年台風21号を踏まえた浸水対策(案)、紀の川流域治水プロジェクトについて、今後の対応について)

◆ 紀の川流域治水協議会

気候変動による水災害リスク増大に備えるため、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が共同して、流域全体で行う治水対策「流域治水」へ転換し、流域全体で実施すべき治水対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していく必要があります。

そのため和歌山河川国道事務所では、紀の川流域において流域治水を計画的に推進するため、「紀の川流域治水協議会」を設置し、「紀の川水系流域治水プロジェクト」を策定しております。

紀の川流域治水協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員
和歌山県 危機管理部長
和歌山県 農林水産部長
和歌山県 県土整備部長
奈良県 危機管理監
奈良県 環境森林部長
奈良県 県土マネジメント部長
和歌山市長
海南市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
かつらぎ町長
九度山町長
高野町長
橋本市長
五條市長
東吉野村長
川上村長
吉野町長
黒滝村長
大淀町長
下市町長
近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター和歌山水源林整備事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター奈良水源林整備事務所長
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長

日時	概要
令和2年9月10日	第1回 紀の川流域治水協議会 (協議会設立、流域治水プロジェクトについて)
令和2年9月14日	第2回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクト案、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方・流域治水の制度・対策事例について情報共有)
令和2年12月18日	第3回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトのとりまとめ方針について)
令和3年3月15日	第4回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトとりまとめ)
令和4年3月22日	第5回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトの更なる拡充について)
令和5年6月12日	第6回 紀の川流域治水協議会(書面開催) (水害リスクマップの紹介について、流域治水プロジェクトについて)
令和6年3月13日	第7回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトについて、流域治水の自分事化について)
令和7年3月14日	第8回 紀の川流域治水協議会 (規約の改定について、流域治水プロジェクトについて)
令和8年3月19日	第9回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクト2.0について、その他連絡事項)

オブザーバー
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局長
奈良県食農部長
気象庁和歌山地方気象台長
近畿地方環境事務所環境対策課長

◆ 特定都市河川指定

平成29年、令和5年など浸水被害が度々発生している貴志川等における流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和8年3月31日に紀の川水系貴志川等の計14河川（和歌山県）を特定都市河川に指定しました。

今後、紀の川水系貴志川等では、河川管理者・流域の自治体の長等で構成する流域水害対策協議会を組織し、河川整備の推進に加え、雨水流出抑制対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めてまいります。

また、令和8年3月31日から、流域内において一定規模以上の土地を宅地にする行為等について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されました。



H29.10	前線に伴う豪雨により床上99戸、床下128戸の浸水被害が発生
R5.6	前線に伴う豪雨により床上80戸、床下177戸の浸水被害が発生
R6.10	流域市町担当者へ特定都市河川に係る説明
R7.1	指定の方向性に関する関係者（4市5町）との事前合意
R7.11~	流域住民等に、特定都市河川指定に向けた説明を実施
R7.11	貴志川流域水害対策協議会設立に向けた準備会を開催
R8.3.31	特定都市河川指定
R8年度	流域水害対策計画策定予定

